

令和 6 年 9 月 2 日

「審議会の意見を聴くことを要しない軽微な国定公園事業の決定等について」 (案)

自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項後段の規定に準じ、国定公園に関する公園事業の決定等について審議会の意見を聴くことを要しない事項は、次のとおりとする。ただし、各項の規定に該当するものであっても、重要な事案と認められるものについては、この限りでない。

- 1 法第 9 条第 2 項に規定する国定公園に関する公園事業（以下「国定公園事業」という。）の決定のうち、当該決定の際現に国定公園の保護または利用のために実施されている事業を国定公園事業として決定するものであって、当該事業に係る施設の位置および規模等を当該国定公園事業の位置および規模等として決定するもの
- 2 法第 9 条第 5 項に規定する国定公園事業の変更であって、次の各号に掲げるもの
 - (1) 当該変更の際現に国定公園の保護または利用のために実施されている事業を既存の国定公園事業の一部として追加する変更であって、当該事業に係る施設の位置および規模等を当該国定公園事業の位置および規模等として追加する変更
 - (2) 既存の国定公園事業に係る施設の位置または規模等の現状に合わせて、当該国定公園事業の位置または規模等を変更するもの
 - (3) 国定公園事業の管理の観点から、既存の国定公園事業の統合、分割または重複部分の削除を行うもの
 - (4) 国定公園事業の名称の変更
- 3 法第 9 条第 5 項に規定する国定公園事業の廃止

令和6年9月2日

「審議会の意見を聴くことを要しない軽微な県立自然公園事業の決定等について」(案)

滋賀県立自然公園条例(昭和40年滋賀県条例第30号。以下「条例」という。)第10条第1項後段の規定により、審議会の意見を聴くことを要しない事項は、次のとおりとする。ただし、各項の規定に該当するものであっても、重要な事案と認められるものについては、この限りでない。

- 1 条例第10条第1項に規定する滋賀県立自然公園に関する公園事業(以下「県立公園事業」という。)の決定のうち、当該決定の際現に滋賀県立自然公園の保護または利用のために実施されている事業を県立公園事業として決定するものであって、当該事業に係る施設の位置および規模等を当該県立公園事業の位置および規模等として決定するもの
- 2 条例第10条第3項に規定する県立公園事業の変更であって、次の各号に掲げるもの
 - (1) 当該変更の際現に滋賀県立自然公園の保護または利用のために実施されている事業を既存の県立公園事業の一部として追加する変更であって、当該事業に係る施設の位置および規模等を当該県立公園事業の位置および規模等として追加する変更
 - (2) 既存の県立公園事業に係る施設の位置または規模等の現状に合わせて、当該県立公園事業の位置または規模等を変更するもの
 - (3) 県立公園事業の管理の観点から、既存の県立公園事業の統合、分割または重複部分の削除を行うもの
 - (4) 県立公園事業の名称の変更
- 3 条例第10条第3項に規定する県立公園事業の廃止